

情報誌「以森伝心」製作業務 プロポーザル作成要領

1 情報誌の規格等

- (1) A4縦、8ページ、全ページフルカラー
- (2) 全国森林組合連合会の間伐材マーク認定用紙使用、大豆油インク使用
- (3) 年3回発行（7月末、11月末、3月末を予定）
- (4) 3,000部以上



(5) 配布先・数

- ・会員団体・企業 10部×200箇所 (2,000部)
- ・会員個人 1部×200箇所 (200部)
- ・協会 800部×1箇所 (800部)

※会員数は変動します。変動した場合の契約額の変更については、必要に応じその程度により協議して決めることとします。

※発送に係る封筒（角2）及びあて名シールは、当協会が準備します。

(6) 広告欄

表紙・裏表紙を除く6ページ下欄に広告欄を儲けることができます。広告に関する取り扱いは、下記3及び「情報誌「以森伝心」広告取扱要領」によります。

2 プロポーザル

- (1) 応募者の提出するプロポーザルは一案に限ります。
- (2) プロポーザルは、1セット提出してください。
なお、本要領に規定する提出書類以外のものは、一切受理しません。
- (3) プロポーザルには、①情報誌の年3回分に係るコンセプト、②デザイン、③構成、④記事内容のアウトライン及び⑤見積額を記載してください。

【注意】 プロポーザルには、住所、氏名、暗号等、会社名、メーカー名等が特定できるような記載はしないでください。その他いかなる認識表示も付さないでください。

3 広告の掲載

- (1) 広告掲載の有無は受託者が決めることができ、掲載する場合は自ら広告を募集します。

- (2) 広告の内容及び掲載位置については、「情報誌「以森伝心」広告取扱要領」によります。
- (3) 広告料は、受託者が自由に決められます。広告料はすべて受託者の収入となりますので、上記2(3)の⑤見積額には、広告収入を見越した金額の提案を期待します。
なお、当初見込んでいた広告収入が得られない場合でも、制作費の補填は行いません。
- (4) より広告媒体としての価値を高めるため、受託者の負担により、上記1(3)に定める発行部数以上に増刷し、同じく1(4)に定める配送先とは別の箇所への配送、配付等を行うことができます。
- (5) 広告の募集に当たっては、当協会とともに森づくり活動に取り組む企業・団体に対しては行えません。ただし、広告掲載後に、森づくり活動に取り組むこととなった場合を除きます。

4 付属資料等

- (1) 情報誌作成実績一覧及び最近の実績3件に係る現物若しくはその写し
- (2) 身分を証する以下の書類
 - ア 法人にあつては登記簿謄本
 - イ 個人にあつては、次の①、②及び③
 - ①本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書
 - ②所在地の市町村長が発行する住民票
 - ③指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 京都府税に関し未納がないことを証する証明書(原本)
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書(原本)